

国保広域化について

1 国保広域化の概要

- ①平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担う。
 - ・ 県に国保特別会計、国保運営協議会が設置される。
 - ・ 給付に必要な費用(医療費)は、全額、県が市町村に交付する。
 - ・ 県は、市町村ごとに「納付金」の額を定め、併せて「標準保険税率」を提示する。
 - ・ 県は「国保運営方針」を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進する。
- ②市町村は、従来と同様の業務(資格管理・保険給付・保険税率の決定・賦課徴収・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業)を引き続き行う。

2 広域化後の財政運営の仕組み

- ①医療費の支払いは引き続き各市町村が行う。必要な費用は県が市町村へ全額交付する。
- ②県は、交付金捻出のため、公費(国補助金や県一般会計繰入金等)を当てるとともに、市町村から「納付金」を徴収する。
- ③市町村は、納付金を支払うため、県が示す「標準保険税率」を参考に保険税率を決定し、賦課・徴収する。

※標準保険税率の提示：納付金額と併せて、県から市町村に対して「2 方式による県標準保険税率」「2 方式による市町村標準保険税率」「各市町村の課税方式による市町村標準保険税率」の 3 パターンが示される。広域化前のシミュレーションとして、平成 28 年 12 月(28 年度版)と 29 年 4 月(29 年度版)の二度、示される予定。平成 29 年 10 月には、平成 30 年度の納付金の額が正式に提示され、併せて同じく 3 パターンの標準保険税率も提示される予定。

これまでの経緯等

- H24. 11. 30～ : 社会保障制度改革国民会議
- H25. 12. 13 : 社会保障プログラム法 公布
- H26～27 国会 : 順次、個別法の改正(「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」は H27. 5. 27 成立)
- H28. 3 : 国により「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」「国民健康保における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」が提示。

ガイドライン等に基づき、28 年度から 29 年度にかけて、国保広域化に関する県と市町村の協議が進められている。入間市は、県の「財政運営ワーキンググループ」に、検討メンバーとして参画している。

国保制度改革の主な流れ（イメージ）

